

2026年6月24日

吸収分割に係る事前開示書類
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める書面)

東京都中野区中央二丁目48番5号
株式会社高見沢サイバネティックス
代表取締役社長 高見澤 和夫

株式会社高見沢サイバネティックス（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、富士通フロンテック株式会社（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。なお、本吸収分割は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです（以下「本吸収分割契約」といいます。）。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本吸収分割に際して、当社は分割会社に対して、承継する権利義務の対価として金445,200,000円に、本吸収分割契約第3条第1項に定める調整を行った金額の金銭を交付します。当該金額は、第三者機関が実施したバリュエーション結果をもとに、承継する権利義務の内容及び承継対象事業の事業性等を勘案して、当社と分割会社が協議・交渉の上で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
(会社法施行規則第192条第4号ロ)

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第192条第4号ハ)

① 子会社株式の現物配当の件

分割会社は、2025年3月28日の臨時株主総会において、トータリゼータエンジニアリング株式会社および株式会社富士通フロンテックシステムズの発行済株式の全部を配当財産とする剰余金の配当を決議しています。この結果、両社は、2025年4月1日に、富士通株式会社の直接の完全子会社となっています。

② 富士通Japan株式会社との吸収分割契約締結の件

分割会社は、2025年5月7日に、富士通Japan株式会社との間で、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社の「医療ソリューション関連機器」の設計・販売・工事・保守および「医療ソリューション関連ソフトウェア・システム・サービス」の開発・販売・導入・保守事業に関する権利義務を富士通Japan株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結しています。

③ 株式会社富士通フロンテックシステムズとの吸収分割契約締結の件

分割会社は、2025年5月7日に、株式会社富士通フロンテックシステムズとの間で、2025年7月1日を効力発生日として、分割会社のファイナンス&リテール事業本部が所管するATM監視・警送アウトソーシングサービス事業に関する権利義務を株式会社富士通フロンテックシステムズへ承継させる吸収分割契約を締結しています。

④ 富士通株式会社との吸収分割契約締結の件

分割会社は、2025年12月23日に、富士通株式会社との間で、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社の流通製品・流通関連サービス事業、静脈認証関連事業およびRFID関連事業に関して有する権利義務を富士通株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結しています。

⑤ トータリゼータエンジニアリング株式会社との吸収分割契約締結の件

分割会社は、2025年12月22日に、トータリゼータエンジニアリング株式会社との間で、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社の中古車せり関連機器および中古車せり関連ソフトウェア・システム・サービスの開発・販売・導入・保守事業に関して有する権利義務をトータリゼータエンジニアリング株式会社へ承継させる吸収分割契約を締結しています。

⑥ 資本金及び準備金の額の減少、剰余金の配当の件

分割会社は、2026年3月31日に、資本金の額を8,357百万円、資本準備金の額を8,202百万円減少し、それぞれ100百万円、0円としています。また、同日付で臨時配当5,000百万円を実施しています。

⑦ 日本金銭機械株式会社との事業譲渡契約締結の件

分割会社は、2026年3月10日に、日本金銭機械株式会社との間で、2026年7月1日を効力発生日として、分割会社の中・小型リサイクラー及びディスペンサー製品の開発、販売、技術サポート及びリペアに係る事業に関して有する権利義務を日本金銭機械株式会社へ譲渡する事業譲渡契約を締結しています。

⑧ 当社との本吸収分割契約締結の件（本吸収分割）

分割会社は、2026年4月16日に、当社との間で、2026年8月1日を効力発生日として、分割会社のエアラインプリンタの開発、販売、テクニカルサポート及び保守・リペアに係る事業に関して有する権利義務を当社へ承継させる本吸収分割契約を締結しています。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条第6号）

該当事項はありません。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

本吸収分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

別紙1 吸収分割契約

(添付のとおり)



吸収分割契約書

富士通フロンテック株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社高見沢サイバネティックス（以下「乙」という。）は、甲の本対象事業（第1条に定義される。）に関して有する権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「**本会社分割**」という。）に関し、2026年4月16日付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第1条 （本会社分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条第29号に定める吸収分割の方法により、本分割効力発生日（第6条に定義される。以下同じ。）をもって、本分割効力発生日の前日の終了時点において現に甲が行っている、エアラインプリンタの開発、販売、テクニカルサポート及び保守・リペアに係る事業（以下「**本対象事業**」という。）に関して有する権利義務（以下「**本承継対象権利義務**」という。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （本会社分割の当事者）

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 吸収分割会社

商号：富士通フロンテック株式会社

住所：東京都稲城市矢野口1776番地

(2) 吸収分割承継会社

商号：株式会社高見沢サイバネティックス

住所：東京都中野区中央2-48-5

第3条 （本会社分割の対価）

- 乙が承継する本承継対象権利義務の対価は、(i) 以下に掲げる算式により算定される金額（以下「**本調整額**」という。）が正の値である場合、金445,200,000円（金四億四千五百二十萬圓也）（以下「**本基準吸収分割価額**」という。）に、本調整額を加算して得られる金額とし、(ii) 本調整額が負の値である場合、本基準吸収分割価額から本調整額の絶対値を減算して得られる金額とする。なお、「基準貸借対照表」とは、2025年3月31日時点の甲における本対象事業に関する貸借対照表をいう。

本調整額 = 「基準貸借対照表の作成に用いられたのと同じの基準及び方法により算定された、本分割効力発生日（第6条に定義する。）の前日の終了時点における本対象事業に関する棚卸資産額」 - 「基準貸借対照表の作成に用いられたのと同じの基準及び方法により算定された、本分割効力発生日の前日の終了時点における本対象事業に関する前受金額」 - 「基準貸借対照表をもとに算定された、2025年3月31日時点

の甲の本対象事業に関する棚卸資産額としての金 56,100,627 円」－「基準貸借対照表をもとに算定された、2025 年 3 月 31 日時点の甲の本対象事業に関する前受金額としての金 0 円」)

2. 乙は、甲及び乙が別途合意する日時に、本基準吸収分割価額の全額を、甲が別途指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。なお、当該振込に要する手数料は乙の負担とする。
3. 甲及び乙は、別途合意する方法に従い、本調整額が確定した日から 15 営業日以内に、本調整額の精算を行う。
4. 本会社分割に関し、甲の親会社である富士通株式会社及び乙の間で、両者間の 2026 年 4 月 16 日付「事業移管契約」(以下「**本事業移管契約**」という。)に基づく補償が行われた場合、当該補償は本会社分割の対価の事後的な調整として行われたものとみなす。

第4条 (承継対象権利義務)

乙は、別紙「承継対象権利義務明細」記載の本承継対象権利義務(但し、法令により本会社分割により承継することができない権利義務を除く。)を甲から承継する。乙が本会社分割により甲から承継する債務については、全て免責的債務引受けの方法による。

第5条 (法令等に基づく手続)

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
3. 甲及び乙は、前二項を前提として、本分割効力発生日の前営業日までに、法令等及び定款の定めに従い、本分割効力発生日に本会社分割の効力を発生させるために法令等及びそれぞれの定款その他の社内規則に基づき必要となる一切の手続(会社法に基づく開示書面の備置、債権者保護手続及び株主への通知又は公告を含む。)をそれぞれ各自の費用負担において適時に完了させるものとする。

第6条 (本会社分割の効力発生)

本会社分割の効力発生日(以下「**本分割効力発生日**」という。)は、2026 年 8 月 1 日とする。但し、本会社分割の手続の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第 21 条が適用されないことを確認する。

第8条 (対抗要件具備等及び費用負担)

1. 甲及び乙は、本承継対象権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行う。
2. 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、乙が負担する。

第9条 (本会社分割の登記申請)

1. 甲及び乙は、本分割効力発生日後速やかに、本会社分割に係る変更登記申請を行うものとする。
2. 甲は、甲における分割登記に係る費用を、乙は、乙における分割登記に係る費用を、それぞれ負担するものとする。

第10条 (本会社分割の変更等)

本契約締結後、本分割効力発生日に至るまでの間において、本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合又は本契約の目的の達成が困難となった場合(本分割効力発生日までに、本事業移管契約が解除され又は終了した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第11条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

[条 文 以 上]

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を
保有する。

2026 年 4 月 16 日

甲：東京都稲城市矢野口 1776 番地
富士通フロンテック株式会社
代表取締役社長 櫛田 龍裕



本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を
保有する。

2026 年 4 月 16 日

乙：東京都中野区中央 2-48-5

株式会社高見沢サイバネティクス

代表取締役社長 高見澤和夫



承継対象権利義務明細

本承継対象権利義務は、本分割効力発生日の前日の終了時点（以下「**本基準時**」という。）における、次の資産、負債及び契約その他の権利義務とする。但し、本基準時において有効に存在するものに限り、承継につき法令による許認可又は第三者の同意若しくは承認等が必要な資産であつて、当該許認可又は同意若しくは承認等が得られないものを除く。

1. 資産

甲が本基準時において保有し、かつ、本対象事業のみに属する以下の資産

- (1) 流動資産
 - ① 棚卸資産（完成品）
- (2) 有形固定資産
 - ① 工具及び備品（専用の金型を含む）
 - ② 開発業務に必要な設備

疑義を避けるために付言すると、以下に掲げる資産は含まれない。

- (1) 現預金
- (2) 売掛金・未収入金
- (3) 棚卸資産（原材料・仕掛品）
- (4) 有形固定資産（不動産）

2. 負債

以下の負債

- (1) 本承継対象権利義務に含まれる契約に基づく一切の債務
- (2) 本基準時まで甲が販売又は出荷した本対象事業に係る製品に関する債務（保証債務、設計等に関して本効力発生日より前から存在する瑕疵又は欠陥等に関する債務を含む。）

但し、以下に掲げる負債は含まれない。

- (1) 買掛金・未払金・未払費用
- (2) デリバティブ取引（為替予約を含む。）に係る負債
- (3) 簿外債務、偶発債務及び潜在債務（上記 2(2)カッコ書きに明示された債務を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

甲が本基準時において締結している有効な契約であり、かつ、本対象事業のみに関し

て締結している契約に関する契約上の地位及びこれに基づく権利義務。但し、Sier/装置メーカー、エンドユーザー、販売代理店との間の販売・テクニカルサポート及び保守・リペアの提供に関する契約に限られる。

4. 知的財産権等

甲が本基準時において保有し、かつ、本対象事業のみに属する以下の知的財産権等

- (1) 別添1に掲げる特許権
- (2) 別添2に掲げる意匠権
- (3) ノウハウ及び著作権

以上

別添1

	発明の名称	国 コード	出願番号	出願日	甲保有率
1	プリンタ装置、プリンタ装置の制御方法および印刷制御プログラム	US	14/731,706	2015/6/5	100%
2	プリンタ装置、プリンタ装置の制御方法および印刷制御プログラム	JP	2014-151305	2014/7/25	100%
3	プリンタ装置、プリンタ装置の制御方法および印刷制御プログラム	GB	15172685.8	2015/6/18	100%
4	ロール紙保持装置およびプリンタ装置	JP	2018-557500	2016/12/22	100%
5	印刷装置	JP	2018-558638	2016/12/28	100%
6	プリンタ	JP	2020-562027	2018/12/26	100%
7	ロール支持装置	JP	2020-561105	2018/12/20	100%
8	プリンタ	CN	201880100071.5	2021/6/8	100%
9	印刷装置	JP	2021-548117	2019/9/27	100%
10	印刷装置	JP	2021-548116	2019/9/27	100%
11	ロール支持装置	CN	201880100207.2	2021/6/11	100%
12	ロール支持装置	JP	2021-565319	2019/12/20	100%
13	印刷システム、印刷制御方法、情報処理装置及び印刷制御プログラム	JP	2021-543808	2019/9/2	100%
14	印刷装置	CN	201980099988.2	2022/3/2	100%
15	印刷装置	US	17/649,441	2022/1/31	100%
16	印刷装置	US	17/649,628	2022/2/1	100%
17	印刷システム、印刷制御方法、情報処理装置及び印刷制御プログラム	US	17/677,148	2022/2/22	100%
18	搬送ガイド機構、及び、印刷装置	JP	2023-500449	2021/2/19	100%
19	印刷装置	JP	2021-025932	2021/2/22	100%
20	プリンタ	US	17/345,191	2021/6/11	100%
21	ロール支持装置	US	17/326,545	2021/5/21	100%
22	印刷システム、印刷制御方法、情報処理装置及び印刷制御プログラム	CN	201980099910.0	2022/2/28	100%
23	印刷装置	CN	201980100221.7	2022/3/9	100%
24	ロール支持装置	US	17/829,926	2022/6/1	100%
25	ロール支持装置	CN	201980102897.X	2022/6/8	100%

別添 2

	意匠の名称	国 コード	出願番号	出願日	甲保有率
1	発券用プリンタ	JP	2016-013107	2016/6/20	100%
2	発券用プリンタ	JP	2019-020123	2019/9/9	100%
3	PRINTERS (F9890S_エアラインプリンタ)	EM	8588503	2021/6/24	100%



別紙2 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

(添付のとおり)

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

第 110 期

自 2024年 4月 1日
至 2025年 3月 31日

富士通フロンテック株式会社

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 株式会社の現状に関する事項

(1) 事業の経過および成果

経営成績概況

売上高につきましては、海外での欧米向けリサイクルユニットの増加はあったものの、国内での新紙幣発行に伴う改刷需要の終息などにより、売上高は85,244百万円（前年度比6.1%減、5,556百万円の減）となりました。

営業損益につきましては、減収影響などにより1,480百万円（前年度は5,053百万円の利益、3,573百万円の減少）の利益となりました。経常損益は、為替差損を計上したことなどにより1,504百万円（同5,928百万円の利益、4,423百万円の減少）の利益となりました。当期純損益は、不動産の売却損益、並びに金融端末事業、及び工機事業の撤退による固定資産減損（特別損失）等を計上したことにより59百万円（同4,629百万円の利益、4,569百万円の減少）の利益となりました。

ソリューション・サービスビジネスグループ

ソリューション・サービスビジネスグループの売上高は57,807百万円（前年度比 15.3%減、10,415百万円の減）となりました。

内、ファイナンス&リテールの売上高は、26,768百万円（前年度比 29.1%減、10,990百万円の減）となりました。自動機、営業店で改刷需要の終息などにより減収となりました。サービスの売上高は12,360百万円（前年度比1.1%減、138百万円の減）となりました。流通保守の解約などにより減収となりました。フロントソリューションの売上高は11,018百万円（前年度比12.7%増、1,244百万円の増）となりました。静脈認証センサーの増加により、増収となりました。トータリゼータ&アミューズメントの売上高は7,661百万円（前年度比6.5%減、531百万円の減）となりました。競馬場向けトータリゼータ端末の改刷需要の終息などにより減収となりました。

損益につきましては、減収影響などにより、営業利益1,310百万円となり、前年度比では5,502百万円の減益となりました。

グローバルビジネスグループ

グローバルビジネスグループの売上高は、26,879百万円(前年度比22.4%増、4,911百万円の増)となりました。

為替影響による増収影響に加えて、欧米向けリサイクルユニットの増加により、増収となりました。

損益につきましては、増収影響のほか品質向上による開発費の減などにより、営業利益1,985百万円となり、前年度比では1,653百万円の増益となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2021年度 (第107期)	2022年度 (第108期)	2023年度 (第109期)	2024年度 (第110期)
売 上 高	68,439	77,574	90,800	85,244
営 業 利 益	△ 402	1,022	5,053	1,480
経 常 利 益	313	1,872	5,928	1,504
当 期 純 利 益	△ 564	958	4,629	59
1株当たり当期純利益金額	△70,594,162円	119,867,169円	578,738,469円	7,493,316円
総 資 産	65,302	72,691	78,702	68,104
純 資 産	42,722	43,618	46,987	37,475

(注) 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は富士通株式会社であり、同社は当社株式を8株（議決権比率100%）保有しています。当社は、開発する製品およびサービスなどの一部を親会社経由でお客様に販売しております。また、親会社からパソコン・サーバなどを仕入れ、サービスの提供を受けております。

② 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社富士通フロンテックシステムズ	百万円 200	% 100	ソリューション、サービス関連ソフトウェアの開発
トータルゼータエンジニアリング株式会社	百万円 400	100	トータルゼータシステムの保守、公営競技向け運用サービス、支援システム等の開発・販売
株式会社ライフクリエイト	百万円 20	100	福利厚生、施設管理および物流業務
FUJITSU DIE-TECH CORPORATION OF THE PHILIPPINES	百万ペソ 245	100	メカコンポーネント、各種金型および関連加工部品の製造・販売
Fujitsu Frontech North America, Inc.	米ドル 8,590	100	メカコンポーネント、RFID、手のひら静脈認証装置等の販売、セルフチェックアウトシステムの開発・製造・販売

(4) 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないよう留意した事項

親会社との取引については、他の取引先同様、市場実勢を勘案し交渉のうえ、社内手続きに則り決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断およびその理由

親会社との取引については、適宜取引状況の確認を行い、取締役に報告されており、取締役は、当該取引が当社の利益を害しないと判断しております。

(5) 従業員の状況

従業員数	前期末比
1,358 名	128 名減

(6) その他会社に関する重要な事項

- ① 2024年10月8日付で、当事業年度をもって工機事業（金型・切削）について終息することを決定しました。
- ② 2024年12月20日付で、ファイナンス&リテール事業本部および株式会社富士通フロンテックシステムズの有する自社ハードウェアに依存しない業種SIビジネスの富士通株式会社への移管を決定しました。
- ③ 2025年1月31日付で、トータルゼータエンジニアリング株式会社と吸収分割契約を締結し、同年4月1日付で、当社のトータルゼータ事業を同社に承継しました。
- ④ 2025年2月7日付で、株式会社富士通フロンテックシステムズと吸収分割契約を締結し、同年4月1日付で、当社の金融端末事業（ATM監視・警送アウトソーシングサービス事業は除く）を同社に承継しました。
- ⑤ 2025年3月28日開催の臨時株主総会において、トータルゼータエンジニアリング株式会社および株式会社富士通フロンテックシステムズの発行済株式の全部を配当財産とする剰余金の配当を決議いたしました。この結果、同年4月1日付で、両社は、富士通株式会社の直接の完全子会社となりました。
- ⑥ 2025年3月28日付で本社・東京工場、新潟工場および熊谷ソリューションセンターの土地を売却いたしました。
- ⑦ 2025年5月7日付で、富士通 J a p a n 株式会社と吸収分割契約を締結し、同年7月1日付で、当社の医療ソリューション事業を同社に承継することとしました。
- ⑧ 2025年5月7日付で、株式会社富士通フロンテックシステムズと吸収分割契約を締結し、同年7月1日付で、ATM監視・警送アウトソーシングサービス事業を同社に承継することとしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32株
- (2) 発行済株式総数 8株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富士通株式会社	8株	100%

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位および担当	兼職の状況
渡部 広史	代表取締役社長 執行役員社長	—
野上 裕展	取締役 執行役員 コーポレート本部長（兼）人事労務・健康経営担当（兼）特命事項担当（兼）輸出管理室長	株式会社ライフクリエイティブ代表取締役社長（非常勤）
藤岡 宣孝	常勤監査役	—

- (2) 当事業年度中の役員の異動

2024年6月25日開催の第109期定時株主総会をもって、取締役 吉田直樹氏は退任いたしました。

- (3) その他会社役員に関する重要な事項

2025年3月31日をもって、野上裕展氏は取締役を退任し、渡部広史氏は代表取締役を退任して取締役となりました。また、同年4月1日付で、榎田龍治氏が取締役に選任され、同日付で代表取締役に選定されました。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

＜内部統制システムの整備に関する基本方針＞

1. 業務運営の基本方針

当社グループは、富士通グループの一員として、富士通グループのパーパス・大切にしている価値観・行動規範である「Fujitsu Way」を遵守するとともに、「富士通フロンテック・パーパス」を定め、業務運営の基本方針としています。

2. 当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および当社グループの業務の決定が適正に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備その他法令および定款に定める事項を、取締役の過半数の決定により行う。
- ② 当社は、富士通株式会社（以下「富士通」という）が制定したグローバルD o A（以下、グローバルD o Aという。）に規定される重要な業務執行については、株主総会の決議または株主全員の同意を得て行う。
- ③ 当社の業務は、法令およびグローバルD o Aに規定される重要な業務執行を除き、社長が決定する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に的確に対応するため、執行役員制度を採用し、社長を筆頭とする経営戦略立案機能の強化と業務執行のスピードアップを図る。
- ② 取締役は、経営戦略の立案、実行を主導するとともに、職務執行状況等経営の監督を行う。執行役員は、社長からの委託により担務事業での業務を執行する。
- ③ 取締役は、執行役員およびその他の業務執行組織の職務権限を明確化し、各々の職務分掌に従い、業務の執行を行わせる。
- ④ 当社は、業務執行に係わる取締役および執行役員（以下「経営者」という）で構成される経営会議を毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項の審議・決定や各部門から業務報告等を行う。このほか、全社事業効率化委員会、経営革新ミーティング、経営方針会議等を通じ、ビジネス上の重要課題および中期経営戦略を討議するとともに、経営方針等を全社共有する。
- ⑤ 経営者は、「経営会議規則」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続きのもと、業務執行を行う。
- ⑥ 経営者は、業務の運営について将来の事業環境を踏まえ中期事業計画および各年度予算を立案し、全社的な目標設定を行い、各部門においては、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ⑦ 経営者は、財務報告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の向上、および法令等の遵守のため、内部統制体制の整備と業務プロセス分析・改善等を継続的に推進する。

(3) 経営者および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および当社グループの経営者および社員は、富士通グループのパーパス・大切にしている価値観・行動規範である「Fujitsu Way」を遵守・推進するとともに、「富士通フロンテック・パーパス」を定め、意識の高揚と継続した啓蒙に取り組む。
- ② 当社は、適正かつ効率的な業務の執行のため、富士通が同社グループの各社に遵守すべきものと指定した規程、指針等（富士通グループ規程）を含む社内規程を整備し遵守する。また経営者および従業員等にこれを遵守させる。
- ③ 当社は、コンプライアンス全体を統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催する等、継続的な遵法活動を行う。また、当社グループ会社にコンプライアンス推進責任者を設置し、相互に連携を図る。
- ④ 経営者は、事業活動に係る法規制等を踏まえ、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- ⑤ 当社は、当社グループの社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスライン/FTEC Alert」および「人権に関する相談窓口」を置くほか、富士通の「コンプライアンスライン/Fujitsu Alert」および「人権に関する相談窓口」を活用できる環境を整備する。社員等は、日常の業務においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは相談できる。その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。
- ⑥ 取締役は、職務の執行者から定期的に報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(4)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、株主総会議事録、経営会議議事録、稟議書他、重要書類の保存・管理については、法令および社内規定に基づき行う。
- ②取締役は、職務の執行状況を確認するため、上記①の文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」のもと、当社グループの事業活動に関連する全社リスク情報の集約を行い、未然防止対策を策定の上当社グループ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。また、同時に当社グループにおけるリスク発生時のエスカレーション体制（富士通へのエスカレーションを含む）を明確にし、発生リスクに対する迅速な対応を図るとともに、再発防止に向けた活動を行う。
- ②経営者は、当社グループに損害を与えうるリスクを常に評価・検証する。
- ③当社は、「安全衛生防災委員会」において災害に備えた活動を行うとともに、「防災管理基準」および「災害時における初動対応マニュアル」を各社員に周知徹底し、有事の際の確実な初動と安全の確保等、適切な対応を図る。
- ④当社は、情報管理の重要性を認識し、情報管理関連規定に基づき、個人情報およびお客様の情報をはじめとする各種情報について、「セキュアシステム推進委員会」および専任部署の設置等、管理体制を整備し適切に取扱う。

(6)当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「Fujitsu Way」および「富士通フロンテック・パーパス」をはじめとする各種情報の適切な伝達と共有により、当社および当社グループ会社間の連携強化を図り、グループ一体となった経営を推進する。
- ②当社は、当社グループ会社それぞれの経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の経営の効率的かつ適法、適正な業務遂行体制の整備に関する指導、支援を行う。
- ③当社は、「関係会社運営規程」に基づき、当社グループ会社の運営を総括する責任者のほか、当社グループ会社ごとに担当する本部長を具体的に決め責任体制および報告体制を明確化し、上記①②を推進する。
- ④当社の内部監査部門は、当社グループ会社の内部監査を行い、当社の取締役に内部監査の結果を報告する。

(7)監査役の職務を補助すべき社員および当該社員の取締役からの独立性および監査役の当該社員に対する指示の実効性に関する事項

- ①当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき組織を設置し、または補助すべき社員を配置する。当該組織または社員は監査役の職務に関する事項および付随する事項の調査・企画を行う。
- ②上記①の場合において、取締役は、当該組織または社員の独立性および監査役の指示の実効性を確保するため、当該社員（または当該組織に属する社員）の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。

(8)当社および当社グループ会社の経営者および社員が監査役に報告するための体制

- ①監査役は、経営会議その他重要な会議に出席するほか、経営者および社員から職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、および各事業部門における業務・財産の状況等の報告を受ける。
- ②経営者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査役へ報告する。
- ③当社および当社グループの経営者および社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。
- ④当社および当社グループ会社の経営者は、前各号による報告を行ったことを理由として、経営者または社員に不利益な取扱いを行わない。

(9)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図る。
- ②内部監査部門は、定期的に監査役に内部監査の結果を報告し、監査役は、必要に応じて内部監査部門に調査を要求する等、相互に連携する。
- ③監査役は、監査役の職務の執行に関し生ずる費用の支払いを請求できるものとし、当社は速やかに当該費用を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」の運用状況は、以下のとおりであります。

①経営者の職務執行状況

取締役は、業務の適正を確保するための体制の整備その他法令および定款に定める事項を、取締役の過半数の決定により行いました。その他の重要な業務執行については、定款に従い、グローバルD o Aまたは社長の決定により行われました。また、取締役および執行役員で構成される経営会議は原則として月2回開催され、経営の重要な事項につき審議・決定したほか、業績の進捗状況の確認と対策、職務執行状況等経営の監督などを行いました。

②リスクマネジメント・コンプライアンス・情報管理の状況

リスクマネジメントにつきましては、当社グループにおけるリスクの棚卸およびアセスメントの実施により、継続的な実効性向上に努めました。また、グループ会社も含めたBCP（Business Continuity Plan）策定を完了し、BCM（Business Continuity Management）を推進いたしました。コンプライアンス活動につきましては、グループ会社を含めた教育を定期的実施するなど遵法意識の醸成に努めました。これらの活動状況について、年2回開催する「リスク・コンプライアンス委員会」で共有するとともに、今後の施策等について討議いたしました。情報管理につきましては、「セキュアシステム推進委員会」を年2回開催し、情報セキュリティ活動状況の共有および管理体制の一層の強化に努めました。また、各委員会の活動状況は、適宜経営者および監査役に報告しております。

③内部監査の状況

内部監査部門が、当社およびグループ会社について、監査計画に基づき監査を行い、その結果は随時、社長、担当役員および監査役に報告されております。

④監査役の職務執行状況

監査役は経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視いたしました。また、社長から2回、その他の経営者および社員から適宜職務の執行状況を聴取したほか、内部監査部門から随時報告を受け、会計監査人と半期ごとに情報交換を実施するなどして、監査を実施いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称	EY新日本有限責任監査法人
----------	---------------

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,372	買掛金	9,932
受取手形	125	契約負債	4,531
預け金	11,199	リース債務	1,862
売掛金	19,282	未払金	7,871
契約資産	214	未払費用	2,074
商品及び製品	2,826	未払法人税等	105
仕掛品	2,973	役員賞与引当金	33
原材料及び貯蔵品	4,994	預り金	126
未収入金	2,174	その他	25
デリバティブ債権	6	流動負債合計	26,563
貸倒引当金	△22	固定負債	
その他	531	リース債務	3,161
流動資産合計	46,679	役員退職慰労引当金	88
固定資産		資産除去債務	815
有形固定資産		固定負債合計	4,065
建物（純額）	2,448	負債合計	30,628
構築物（純額）	74		
機械及び装置（純額）	1,100	純資産の部	
車両運搬具（純額）	6	株主資本	
工具、器具及び備品（純額）	4,908	資本金	8,457
建設仮勘定	1,388	資本剰余金	
有形固定資産合計	9,926	資本準備金	8,202
無形固定資産		資本剰余金合計	8,202
ソフトウェア	721	利益剰余金	
その他	80	利益準備金	347
無形固定資産合計	801	その他利益剰余金	
投資その他の資産		建物圧縮積立金	23
投資有価証券	262	別途積立金	25,254
関係会社株式	7,406	繰越利益剰余金	△4,887
繰延税金資産	2,617	利益剰余金合計	20,738
その他	443	株主資本合計	37,398
貸倒引当金	△32	評価・換算差額等	
投資その他の資産合計	10,696	その他有価証券評価差額金	76
		評価・換算差額等合計	76
固定資産合計	21,424	純資産合計	37,475
資産合計	68,104	負債純資産合計	68,104

損益計算書 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

		(単位：百万円)	
科	目	金	額
売上高			85,244
売上原価			70,582
売上総利益			14,661
販売費及び一般管理費			13,181
営業利益			1,480
営業外収益			
受取利息			11
受取配当金			45
SRU受託開発関連収入			288
雑収入			134
営業外収益合計			480
営業外費用			
支払利息			138
固定資産除売却損			118
移設撤去費用			86
為替差損			70
雑支出			42
営業外費用合計			456
経常利益			1,504
特別利益			
固定資産売却益			3,980
特別利益合計			3,980
特別損失			
事業再編費用			491
減損損失			3,282
固定資産売却損			1,848
特別損失合計			5,622
税引前当期純利益			△ 137
法人税、住民税及び事業税			214
法人税等調整額			△ 412
法人税等合計			△ 197
当期純利益			59

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
2024年4月1日残高	8,457	8,202	-	8,202	347	25	25,254	4,551	30,178	-	46,838
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△1	-	1	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△9,499	△9,499	-	△9,499
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	59	59	-	59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△1	-	△9,438	△9,439	-	△9,439
2025年3月31日残高	8,457	8,202	-	8,202	347	23	25,254	△4,887	20,738	-	37,398

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2024年4月1日残高	149	-	149	-	46,987
事業年度中の変動額	-	-	-	-	-
建物圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-
剰余金の配当	-	-	-	-	△9,499
当期純利益	-	-	-	-	59
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△72	-	△72	-	△72
事業年度中の変動額合計	△72	-	△72	-	△9,512
2025年3月31日残高	76	-	76	-	37,475

個別注記表

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号、最終改正 令和7年2月28日法務省令第5号）に基づいて計算書類を作成しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの…決算日の市場価格等に基づく時価法
取得原価と時価との差額の処理方法……………全部純資産直入法
売却時の売却原価の算定方法……………移動平均法による原価法
 - ・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ等
デリバティブ……………時価法
 - (3) 棚卸資産
 - ・製品・仕掛品……………個別法および総平均法による原価法
 - ・原材料・貯蔵品……………先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法で計算しております。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ソフトウェア
 - ・市場販売目的……………見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
 - ・自社利用……………社内における利用可能期間（主として5年～6年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・その他無形固定資産…定額法
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金又は前払年金費用
原則法を採用しています。
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
・数理計算上の差異の処理方法…定額法（従業員の平均残存勤務期間）で按分した額を償却しています。
なお、前払年金費用342百万円は、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末時点で前年度までの要支給額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

(1) サービスに関する収益

サービスの提供は、通常、(a)当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受する、(b)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、それにつれて、顧客が当該資産を支配する、又は、(c)当社が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、当社が履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している場合のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であります。サービスの収益は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は当該進捗度に基づいて、進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで原価回収基準により、認識しております。

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約（システムインテグレーション等）では、契約の履行において、当社でコストが発生し、作業が進捗していくに伴い、当該顧客のためのオーダーメイドなサービスが完成に近づき、顧客が使用できる状態に近づいていくため、原則としてプロジェクト見積総原価に対する当事業年度末までの発生原価の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

契約開始時に当社が履行する義務に関してマイルストーンが定められている場合は、当該マイルストーンの達成に基づいて収益を認識しております。

継続して役務の提供を行うサービス契約（アウトソーシングサービス、保守サービス等）は、顧客の要求に応じたサービスを契約期間にわたって提供しております。顧客の要求に迅速に対応するため常に役務が提供できる状態を待機しておく必要があることから役務の提供は待機状態も含めた一定の期間にわたって行われているため、サービスが提供される期間に対する提供済期間の割合で進捗度を見積る方法に基づいて収益を認識しております。

アウトソーシングサービス、保守サービス等のうち単位あたりで課金するサービス契約では、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で、収益を認識しております。

(2) ハードウェア・プロダクトに関する収益

ハードウェア・プロダクトを単体で提供する場合、通常、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものでないため、一時点で充足される履行義務であり、その支配を顧客に移転した時点で、取引価格のうち履行義務に配分した額を収益として認識しております。支配が顧客へ移転した時点を決するにあたり、(a)資産に関する対価を収受する現在の権利を有している、(b)顧客が資産に対する法的所有権を有している、(c)資産の物理的占有を移転した、(d)顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い経済価値を享受している、(e)顧客が資産を検収しているか否かを考慮しております。

金融機関向け自動機、営業店端末、公営競技向け端末などのハードウェアの販売による収益は、原則として、顧客の検収時に認識しております。

海外向けリサイクルユニットなどのハードウェアの販売による収益は、原則として、当該ハードウェアに対する支配が顧客に移転する引渡時に認識しております。

(3) ライセンスに関する収益

ライセンスの提供は、(a)顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を行うことを契約により定められている又は顧客により合理的に期待されている、(b)上記活動により、顧客が直接的に影響を受ける、(c)上記活動の結果として、当社の活動が生じたとしても、財又はサービスが顧客に移転しない、という要件をすべて満たす場合には、知的財産にアクセスする権利（アクセス権）として一定期間にわたり収益を認識し、いずれかを満たさない場合には、知的財産を使用する権利（使用权）として一時点で収益を認識しております。

当社における主なライセンスであるソフトウェアについては、通常、供与後に当社が知的財産の形態又は機能性を著しく変化させる活動又はライセンス期間にわたって知的財産の価値を維持するための活動を実施する義務を負わず、上記のいずれの要件も満たさないため、使用权として一時点で収益を認識しております。

ソフトウェアがクラウド・サービス上で提供される場合には、通常、それらを単一の履行義務として、クラウド・サービスの収益と同じ時期で収益を認識しております。

ソフトウェアをソフトウェア・サポートと合わせて販売している場合には、通常、それぞれ別個の履行義務として、ソフトウェアにかかる収益とソフトウェア・サポートにかかる収益は別個に認識しております。ただし、ソフトウェア・サポートが提供されない限り当該ソフトウェアの便益を顧客が享受することができない場合には、例外的に単一の履行義務として、ソフトウェア・サポートの収益と同じ時期で収益を認識しております。

単品で販売しているソフトウェアのアップグレード権については、通常、ソフトウェアと当該アップグレード権を別個の履行義務として、当該アップグレード権を提供した時点で収益を認識しております。一方、ソフトウェアのアップグレード権がソフトウェア・サポートと統合された形で提供されている場合には、それらを単一の履行義務として、サービスの収益認識と同じ時期で収益を認識しております。

6. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
 - (2) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

【会計上の見積りに関する注記】

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下の通りです。

(1) 収益認識

契約資産214百万円

一括請負などの成果物の引渡し義務を負うサービス契約の売上収益及び売上原価は、その取引の成果について信頼性をもった見積りを行った上で、その進捗度に応じて認識しております。当社は、原則としてプロジェクト見積総原価に対する会計期間末までの発生原価の割合で進捗度を測定する方法を適用しております。見積総原価は、プロジェクトごとの仕様や作業期間、契約に係るリスク等に基づき見積もっております。収益及び費用は、プロジェクト総収益及び総原価の見積り並びに進捗度の測定結果に依存しているため、追加コストの発生等により、計上額が変動する可能性があります。

(2) 有形固定資産

減損損失1,753百万円、有形固定資産合計 9,926百万円

有形固定資産の取得原価は、回収期間を反映した耐用年数に基づき、減価償却しております。事業環境の急激な変化に伴う生産設備の遊休化や稼働率低下のほか、事業再編などにより、保有資産から得られる将来キャッシュ・フロー見込額が減少し、投資額の回収が見込まなくなった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

(3) 無形固定資産

減損損失1,530百万円、ソフトウェア 721百万円

ソフトウェアの償却について、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間における見込販売数量に基づいて償却しております。事業環境の変化等により、販売数量が当初販売計画を下回る場合には、償却額が変動する可能性があります。

(4) 繰延税金資産

繰延税金資産 2,617百万円

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除及び将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 確定給付制度

前払年金費用342百万円

当社は、確定給付型もしくは確定拠出型の退職給付制度を設けています。運用収益の悪化により制度資産の公正価値が減少した場合や、確定給付制度債務算出にあたっての種々の前提条件（割引率、退職率、死亡率等）が変更され制度債務が増加した場合には、積立状況が悪化し、追加の費用が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

	(百万円)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	30,678
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	10,569
短期金銭債務	8,743

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高	(百万円)
営業取引による取引高	
売上高	43,219
仕入高	25,887
販売費及び一般管理費	185
営業取引以外の取引高	98
2. 減損損失	
金融端末事業、及び工機事業に係るものであります。	
3. 固定資産売却益	
土地の売却によるものであります。	
4. 固定資産売却損	
土地の売却によるものであります。	

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の総数	
普通株式	8株
2. 当事業年度末における自己株式の数	
普通株式	0株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月25日 株主総会	普通株式	4,573	571,738,625円	2024年3月31日	2024年6月26日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 株主総会	普通株式	926	利益剰余金	115,841,625円	2025年3月31日	2025年6月25日

決議	株式の種類	配当財産の種類	配当財産の 帳簿価額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月28日 株主総会	普通株式	トーリーゼータエンジ ニアリング株式会社の 普通株式	2,086	260,750,000円	2025年3月31日	2025年4月1日
2025年3月28日 株主総会	普通株式	株式会社富士通フ ロンテックシステムの 普通株式	2,840	355,000,000円	2025年3月31日	2025年4月1日

5. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
該当なし

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	659
未払事業税等	20
棚卸資産評価損	542
退職給付引当金	10
固定資産償却超過額	1,156
商品修理費見積り	130
子会社株式評価損	533
繰越欠損金	0
その他	423
繰延税金資産小計	3,476
評価性引当額	△ 566
繰延税金資産合計	2,910
繰延税金負債	
租税特別措置法上の準備金	△ 15
その他有価証券評価差額金	△ 35
その他	△ 242
繰延税金負債合計	△ 293
繰延税金資産の純額	2,617

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動における資金需要に基づき、銀行借入と富士通グループC M Sにより短期的に資金を調達しております。また、一時的な余剰資金は、主に預金として運用しております。デリバティブ取引については、ヘッジ目的のみ利用し、投機的な目的では行っておりません。

(2) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、定期的取引先の状況を確認し、取引先毎に期日および残高を管理するとともに取引先の信用力低下等による回収が懸念される債権の早期把握やリスク軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務については、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的の時価や出資先の財務状況を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いをできなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、適時、資金計画を作成・更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、短期貸付金、未収入金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、1年内償還予定の社債、リース債務（流動負債）、未払金、未払費用並びに預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	262	262	-
	262	262	-
(2)破産更生債権 貸倒引当金(固定)	△32	△32	-
	△32	△32	-
資産計	230	230	-
(3)リース債務（固定負債）	3,161	3,267	106
負債計	3,161	3,267	106
デリバティブ取引計	6	6	-

資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格又は取引所の価格によっております。その他有価証券のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、その他有価証券に関する注記事項については以下のとおりであります。

その他有価証券

(百万円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	262	150	112
債券他	-	-	-
合計	262	150	112

(2) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(3) リース債務（固定負債）

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

主に契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

1)ヘッジ会計が適用されているもの

該当なし

2)ヘッジ会計が適用されていないもの

(百万円)

区分	種類	2024年度（2025年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	632	-	6	6
合計		632	-	6	6

(注2) 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0

非上場株式は「その他有価証券」には含めておりません。

(注3) リース債務（固定負債）の決算日後の支払予定額

(単位：百万円)

区分	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
リース債務(固定負債)	1,373	827	462	252	351
合計	1,373	827	462	252	351

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(百万円)

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	富士通㈱	百万円 325,638	ソフトウェア・サービス、 情報処理および通信分野の製 品の開発、製造、販売 およびサービスの提供	被所有 直接 100%	製品の販売先および 材料の仕入先 役員の転籍	製品の売上 注1,2	39,805	売掛金	7,474
						材料の仕入 注1,2	2,212	買掛金	204
						現物配当 注1,2	4,926	未払金	5,813

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社及び関連会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	FUJITSU DIE-TECH CORPORATION OF THE PHILIPPINES	百万ペソ 245	グローバルビジネス、その他	所有 直接 100%	当社金型および メコンポーネントの製造 役員の兼任なし	有償社給等 注1,2	5,735	未収入金	1,089
						材料の仕入 注1,2	20,629	買掛金	1,760
子会社	Fujitsu Frontech North America, Inc.	千米ドル 8.5	グローバルビジネス、 ソリューション・サービスビジネス	所有 直接 100%	メコンポーネント等の販売、 セルフチェックアウトシステム の開発・製造・販売 役員の兼任なし	製品の売上 注1,2	3,144	売掛金	1,534
						資金の運用 注1,2	463	貸付金	448
子会社	株式会社 ライフクワイエット	百万円 20	その他	所有 直接 100%	施設の管理、物流業務等 役員の兼任あり	物流作業委託等 注1,2	252	買掛金・ 未払金	34
						資金の運用代行 注1,2	-	預り金	100
子会社	株式会社富士通 フロンテックシステムズ	百万円 200	ソリューション・サービスビジネス	所有 直接 100%	ソリューション、サービス関連、 ソフトウェアの提供 役員の兼任なし	ソフト開発委託等 注1,2	1,075	買掛金	274
						資金の運用代行 注1,2	0	預り金	0
子会社	トータルゼータ エンジニアリング 株式会社	百万円 400	ソリューション・サービスビジネス	所有 直接 100%	システム運用・保守サービスの 提供 役員の兼任なし	保守・サービス委託等 注1,2	1,433	買掛金	315
						資金の運用代行 注1,2	600	預り金	0

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

2. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 兄弟会社等

(百万円)

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	富士通キャピタル 株式会社	百万円 100	親会社に対する金銭の貸付お よび資金の運用	なし	資金の調達・預託 役員の兼任なし	資金の運用委託 注1	69,271	預け金	11,199

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の預け入れにつきましては、安定性・収益性・利便性を考慮した経済合理性に基づき、期間および市中金利等を勘案して決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額…………… 4,684,423,427円
1 株当たり当期純利益金額…………… 7,493,316円

【収益認識に関する注記】

1. 収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【重要な後発事象に関する注記】

(重要な事業の譲渡)

当社は、トータルゼータ事業の集約による更なるグループ連携強化のため、当社の同事業をトータルゼータエンジニアリング株式会社に承継させることいたしました。尚、同グループ間の取引の為、共通支配下の取引として会計処理をしております。

1. 譲渡先
トータルゼータエンジニアリング株式会社
2. 譲渡日
契約締結日：2025年1月31日
譲渡実行日：2025年4月1日
3. 譲渡内容
トータルゼータ事業、及びそれに関連する棚卸資産及び固定資産等

(重要な事業の譲渡)

当社は、金融端末事業（ATM監視・警送アウトソーシングサービス事業を除く）の集約による更なるグループ連携強化のため、当社の同事業を株式会社富士通フロンテックシステムズに承継させることいたしました。尚、同グループ間の取引の為、共通支配下の取引として会計処理をしております。

1. 譲渡先
株式会社富士通フロンテックシステムズ
2. 譲渡日
契約締結日：2025年2月7日
譲渡実行日：2025年4月1日
3. 譲渡内容
金融端末事業(ATM監視・警送アウトソーシングサービス事業を除く)、及びそれに関連する棚卸資産及び固定資産等

(現物配当)

2025年3月28日の臨時株主総会において、トータルゼータ事業を営むトータルゼータエンジニアリング株式会社と、金融端末、及び金融ソリューション事業を営む株式会社富士通フロンテックシステムズの発行済株式の全部を配当財産とする剰余金の配当決議し、同年4月1日配当を実施いたしました。これにより、両社は富士通株式会社の完全子会社となりました。

1. 配当先
富士通株式会社
2. 現物配当の種類
トータルゼータエンジニアリング株式会社 800,000株
株式会社富士通フロンテックシステムズ 400,000株
3. 対価相当額
トータルゼータエンジニアリング株式会社 2,086,000,000円
株式会社富士通フロンテックシステムズ 2,840,000,000円
4. 現物配当に伴い減額する純資産
その他利益剰余金
5. 効力発生日
2025年4月1日

【その他の注記】

1. 退職給付関係

(1) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	4,459
勤務費用	235
利息費用	46
数理計算上の差異の発生額	△316
年金資産からの支払額	△418
会社からの支払額	△12
退職給付債務の期末残高	3,994

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
年金資産の期首残高	5,053
期待運用収益	101
数理計算上の差異の発生額	△128
事業主からの拠出額	215
年金資産からの支払額	△418
年金資産の期末残高	4,823

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(百万円)
年金資産	△4,823
退職給付債務	3,994
未認識数理計算上の差異	487
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△342
退職給付引当金	-
前払年金費用	△342
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△342

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(百万円)
勤務費用（従業員掛金控除後）（注）1	235
利息費用	46
期待運用収益	△101
数理計算上の差異の費用処理額	7
確定給付制度に係る退職給付費用	187
合計	187

（注）1. 複数事業主制度に係る退職給付費用を含めております。

⑤ 年金資産に関する事項

1) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

株式	20%
債券	33%
生命保険一般勘定	41%
現金及び預金	6%
合計	100%

2) 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するために、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	1.68%
長期期待運用収益率	2%

(2) 確定拠出制度	(百万円)
確定拠出制度への要拠出額	182

2. 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

- ・ 不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

本社・東京工場については、使用見込期間を契約から2年と見積り、割引率は0.034%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。
 新潟・第一工場については、使用見込期間を契約から4年半と見積り、割引率は0.141%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。
 新潟・第二工場については、使用見込期間を契約から3年半と見積り、割引率は0.059%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。
 熊谷SSCについては、使用見込期間を契約から12年半と見積り、割引率は0.787%を使用して資産除去債務の金額の計算をしております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：百万円)
期首残高	44
その他増減額（△は減少）	771
期末残高	815

附属明細書(事業報告関連)

会社役員以外の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告3ページに記載のとおり

附属明細書(計算書類関連)

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	2,248	496	56 (49)	240	2,448	10,498	12,946
	構築物	60	21	0 (-)	7	74	437	511
	機械及び装置	490	778	68 (67)	100	1,100	1,218	2,318
	車両運搬具	7	0	0 (0)	1	6	9	15
	工具、器具及び備品	7,087	2,333	1,995 (1,552)	2,516	4,908	18,515	23,423
	土地	2,235	-	2,235	-	-	-	-
	建設仮勘定	2,056	2,667	3,335 (82)	-	1,388	-	1,388
	計	14,186	6,298	7,692 (1,753)	2,866	9,926	30,678	40,604
無形 固定 資産	特許権	0	-	-	0	-	-	-
	ソフトウェア	2,689	499	1,562 (1,530)	831	794	-	-
	その他	7	-	-	-	7	-	-
	計	2,695	499	1,562 (1,530)	831	801	-	-

(注) 1. 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

2. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

資産の種類	内 容	
建物	増 加	熊谷SSC設備更新 356百万円
土地	減 少	本社、熊谷SSC、新潟工場 土地売却 2,235百万円
機械及び装置	増 加	熊谷SSC、新潟工場 資産除去債務 625百万円
工具、器具及び備品	増 加	リースバックによるリース資産 1,589百万円 金型 435百万円 本社 資産除去債務 146百万円
	減 少	金融ビジネス減損 1,550百万円 金型 336百万円
建設仮勘定	増 加	金型 418百万円 現金管理運用サービス関連 474百万円 RFID製造設備 141百万円 店舗向けATMサービス関連 951百万円 本社、熊谷SSC、新潟工場 建屋関連 505百万円
	減 少	金型 435百万円 現金管理運用サービス関連 620百万円 店舗向けATMサービス関連 916百万円
ソフトウェア	増 加	自社利用ソフトウェア 365百万円 販売用ソフトウェア 130百万円
	減 少	金融ビジネス減損 1,528百万円

附属明細書(計算書類関連)

2.引当金の明細

(単位:百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	80	55	81	54
役員賞与引当金	52	33	52	33
役員退職慰労引当金	182	51	145	88
中途解約引当金	115	-	115	-
不採算損失引当金	78	-	78	-

※ <個別注記表において退職給付に関する注記を記載している場合>

(注) 退職給付引当金については退職給付に関する注記を個別財務諸表に記載しているため記載を省略しております。

3.販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
発送費	969
広告宣伝費	38
保守及び製品修理費	247
役員報酬	75
従業員給与手当	3,403
従業員賞与	1,271
役員賞与引当金繰入額	33
退職給付費用	234
福利厚生費	906
交際費	39
旅費交通費	132
通信費	410
動力費	95
消耗品費	29
租税公課	35
減価償却費	2,248
修繕費	66
保険料	22
賃借料	146
試作材料費	1,216
事業税等	237
貸倒引当金繰入額	11
雑費	1,312
計	13,181

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

富士通フロンテック株式会社

代表取締役社長 櫛田 龍治 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬 美智代
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡村 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士通フロンテック株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の実務執行の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2024年4月1日から2025年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準等に準拠し、当期の監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第98条第1項及び第4項に掲げる事項に関する取締役の決定の内容並びに当該決定に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断およびその理由については、取締役における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役の決定の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月5日

富士通フロンテック株式会社

常勤監査役 藤岡 宣孝

